



閣 情 第 882 号
令和 8 年 5 月 15 日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官 原 和也



令和 8 年 3 月 30 日付けで請求のありました行政文書の開示（同月 31 日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
国家情報会議設置法案（令和 8 年 3 月 13 日国会提出）に関する法令等協議・法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られた文書 令和 7 年度分
- 2 開示する行政文書の名称
別紙のとおり。
- 3 不開示とした部分とその理由
別紙のとおり。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所

等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の 種類・数量等	開示の 実施の方法	開示実施 手数料の額 (算定基準)	行政文書全体 について 開示の実施を 受けた場合の 基本額	実際にお支払 いただく開示 手数料 (※)
A4 判文書 52 枚 (うち カラー7 枚)	閲覧	100 枚までに つき 100 円	100 円	0 円
	複写機により 全て白黒で複 写したものの 交付	用紙1 枚に つき 10 円	520 円	220 円
	複写機により カラー部分を カラーで複写 したものの 交付	用紙1 枚に つき 10 円 (白黒) 用紙1 枚に つき 20 円 (カラー)	590 円	290 円
	スキャナによ り電子化し CD-R に複写 したものの交 付 (PDF ファ イル)	CD-R 1 枚に つき 100 円 に、文書1 枚 ごとに 10 円 を加えた額 (CD-R 1 枚)	620 円 (注)	320 円 (注)
	スキャナによ り電子化し DVD-R に複写 したものの交 付 (PDF ファ イル)	DVD-R 1 枚に つき 120 円 に、文書1 枚 ごとに 10 円 を加えた額 (DVD-R 1 枚)	640 円 (注)	340 円 (注)

(※) 実際にお支払いただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に

応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

（注）CD-R、DVD-R による開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

（2） 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、以下に記載した日時のうち、希望する日時を選択して下さい。

- ・ 日時

令和 8 年 5 月 25 日（月）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで（行政機関の休日を除く。）の午前 10 時から午後 5 時まで（昼休み（正午から午後 1 時まで）を除く。）

- ・ 場所

中央合同庁舎第 8 号館 2 階 N213 号室（予定）

（内閣官房情報公開窓口 東京都千代田区永田町 1－6－1）

（3） 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

- ・ 日数

行政文書の開示の実施方法等申出書を受理した日から一週間後までに
発送予定

- ・ 郵送料（見込額）

以下の連絡先にお問合せください。

＊ 担当課等

内閣官房内閣情報調査室

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1－6－1

電話番号 03-5253-2111（内線 83611）

	開示する行政文書の名称	不開示とした部分とその理由
1	国家情報会議設置法案について（協議）	○ 担当者の氏名 内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、慣行として公にされておらず、公にすることにより、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置が講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号柱書きに該当するため。 ○ 直通電話番号及びメールアドレス 公にすることにより、いたずらや偽計に使用され、同室が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号柱書きに該当するため。
2	国家情報会議設置法案について（協議）に対する会計検査院からの質問及びその回答	○ 直通電話番号及びメールアドレス 公にすることにより、所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書きに該当するため。
3	国家情報会議設置法案について（協議）に対する内閣官房内閣人事局からの質問及びその回答	○ 直通電話番号及びメールアドレス 公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、外部との連絡に支障を来すこと等により、職員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第6号柱書きに該当するため。

4	国家情報会議設置法案について（協議）に対する公安調査庁からの質問及びその回答	○ 担当者の氏名 特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、公安調査庁の調査対象団体やその構成員等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われたり、当庁の情報収集活動に対して対抗・妨害措置が講じられたりするなどして、個人の不利益を被るおそれや事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号及び第6号柱書きに該当するため。 ○ 直通電話番号及びメールアドレス 公にすることですらや偽計等の使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第6号柱書きに該当するため。
5	国家情報会議設置法案について（協議）に対する警察庁からの質問及びその回答	○ 担当者の氏名 慣行として公にされていない警察職員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員やその家族等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第5条第1号及び第4号に該当するため。 ○ 内線番号 公にされていない警察電話の内線番号については、公にすることにより、行政機関等との連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため。

		○ メールアドレス 公にされていない警察職員のメールアドレスは、特定の個人を識別することができている情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）であるとともに、公にすることにより、当該職員やその家族等に危害が及ぼされるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるためと認められることから、法第5条第1号及び第4号に該当するため。
6	国家情報会議設置法案について（協議）に対する内閣官房国家安全保障局からの意見及びその回答	○ 直通電話番号、内線番号及びメールアドレス 公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連携に支障をきたすなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため。 ○ 意見を提出する理由の一部 国家安全保障会議の議事に関して、国家安全保障局として想定している事項に関する情報であり、公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されるなど、国の安全が害されるおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつ適な議論に支障を来すなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第3号及び第5号に該当するため。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料（収入印紙）を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、4 (1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から 30 日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、4 (2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「* 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 3 日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(例)

150 頁ある行政文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 20 円 → 基本額 3000 円 → 手数料は 2700 円

150 頁ある行政文書のうち 100 頁を閲覧し、10 頁について写しの交付を受ける場合（残りの 40 頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 200 円 = 計 300 円
→ 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示決定等に係る審査請求等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起

算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。).

審査請求の提出先は次のとおりです(「5. 担当課等」とは異なりますのでご注意ください。).

※ 審査請求の提出先

内閣官房内閣総務官室調整担当

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話: 03-5253-2111 (内線 85130)

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所等に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。).

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、通知書に記載した担当までお問い合わせください。